

令和3年第5回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年5月28日（金）

江東区教育委員会

令和3年第5回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年5月28日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年5月28日（金）午前11時08分
- 3 開会場所 江東区文化センター（第7・8会議室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
棚瀬江東図書館長、菅原青少年課長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第8号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
 - 日程第2 議案第9号 江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約
 - 日程第3 議案第10号 江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約
 - 日程第4 議案第11号 江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約
 - 日程第5 議案第12号 江東区立八名川小学校校舎その他改修工事請負契約
 - 日程第6 議案第13号 江東区教育センター機械設備改修工事請負契約
 - 日程第7 議案第14号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例
- 7 報告事項
 - （1）新型コロナウイルス感染症の対応について
 - （2）江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について
 - （3）江東区特別支援教育システム構築業務委託公募型プロポーザルの選定結果について
 - （4）江東きっずクラブの指定管理者の選定手続きについて
 - （5）教育センター改修工事に伴う研修室貸し出しの休止等について
 - （6）令和3年度江東区立図書館サービス計画の策定について
 - （7）江東区青少年交流プラザの指定管理者の選定手続きについて
 - （8）学校施設の収容対策について
- 8 協議事項
 - （1）江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について

(2) 教育センター改修工事に伴う東陽図書館の休館について

9 審議概要

本 多 教 育 長 それでは、ただいまより令和3年第5回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

 本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、進藤委員にお願いいたします。

 それでは、審議に入ります。

 日程第1 議案第8号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起についてを議題といたします。

 本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第8号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について、上記の議案を提出する。令和3年5月28日。提出者、江東区教育委員会。

 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

池田庶務課長 それでは、私から議案第8号、江東区奨学資金貸付金の返還請求に係る民事訴訟の提起について御説明いたします。

 資料1を御覧ください。初めに、1番の江東区奨学資金貸付金について御説明いたします。この制度は、生計上の理由で高等学校への就学が困難な江東区在住の生徒に対して奨学資金を貸し付けるもので、昭和33年度に制度発足以来、これまで3,712人に貸付けし、その総額は18億6万7,000円となっております。一方で、滞納もございまして、令和3年3月末現在の滞納件数は58件、滞納金額は1,621万1,000円となっております。

 次に、2番、平成27年4月に施行された江東区私債権の管理に関する条例に基づき、滞納案件に対する適切な処理をするために、専門性のある弁護士事務所への委託を開始したところであります。

 まず、1番の委託実績になります。ここには委託を開始した平成27年度から令和2年度までの実績をお示ししております。委託件数合計243件のうち、完納が129件、分納合意が59件で、合計188件が回収案件となっております。一方で、未回収案件は55件で、うち債権放棄をしたものが33件、その他催促などを継続している案件が22件となっております。

 次、3番の返還請求に係る民事訴訟の提起についてになります。1番にありますように、訴訟を提起する予定の債権は1件で、訴訟物の価額は48万5,000円になります。こちらは弁護士事務所に委託をしております。しかし、督促、催告をしているところでございますが、連絡も

ございません。その結果、弁護士事務所から訴訟提起やむなしとの御判断をいただいております。

次に、２番の訴訟提起を行うメリットになります。訴訟を提起することで和解となり、返還に至る可能性が高いこと、そして、経済状況が明らかになれば分納、返還猶予などの措置が取れる可能性があるということになります。

御参考とはなりますが、令和２年度は９件訴訟を提起したところですが、現時点で６件が完納または分納合意に至っており、残り３件は分納に向けて交渉中になっております。

恐れ入りますけど、２ページ目を御覧ください。最後にスケジュールでございます。本件に御決定をいただき、７月９日区議会定例会において御議決いただければ、７月１０日以降に訴えを提起して、判決に基づく債務名義を取得する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。本件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

鈴 木 委 員 委託実績の中の②の未回収案件５５件のうちの債権放棄３３件、その他継続案件２２件、合計５５件と書いてありますが、この債権放棄３３件というのはどういうふうに解釈したらいいですか。

池 田 庶 務 課 長 まず、債権放棄の考え方でございますが、債権放棄に至るまで、まず所定の債務者に対する調査をしております。その中で多いのが時効を適用するもの、１０年間督促等の行為をしているにもかかわらず返還がない、それが時効の適用になります。また、死亡もしくは居所不明で債務者との連絡が事実上取れないこと、あと、破産宣告をして債務履行が全く不全となったということが裁判所を通じて言渡しがございますので、そのような方についても債務を放棄せざるを得ないということで、そういう案件を庁内の副区長をトップとする私債権対策会議に上げさせていただいて、状況を御説明した上で御審議いただき、最後に区長の判断という手続を取って、債権の放棄に至るという形になってございます。

以上でございます。

鈴 木 委 員 分かりました。ありがとうございました。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

眞 貝 委 員 和解の条件はあくまでも全額納入ということですか。減額ということもあるんでしょうか。

池田庶務課長 お貸した奨学金の原資は税金から成っているものでございます。そういった意味で、全て御返済いただくことを前提に置きまして、ただ、当事者の資産状況ですとか収入状況を見た上で、長い期間かけて分割で納付したりとか、そういうことを個々に調整、相談させていただいて、完全納付を目指しております。

眞貝委員 もう1つ。今まで時効で話がなくなってしまったケースはどのくらいあるんでしょうか。

池田庶務課長 時効の案件でございますが、債権放棄の中の30件程度は占めております。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。
それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 日程第9号 江東区立数矢中学校校舎増築その他改修工事請負契約、日程第3 議案第10号 江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約、日程第4 議案第11号 江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約はいずれも数矢小学校校舎増築に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第9号 江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約、議案第10号 江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約及び議案第11号 江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約、上記の議案を提出する。令和3年5月28日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

半田学校施設課長 それでは、議案第9号について御説明いたします。この工事は収容対策に伴う教室の確保を目的とする校舎の増築と、これに併せまして老朽化に伴う良好な学習環境の確保を目的とする既存校舎や屋内運動場を含む大規模改修を同時に行うものでございます。

まず、建築工事に関しましては、5月14日に一般競争入札が行われ、記載のとおり入沢・コーセイ建設共同企業体が17億984万円で落札

し、仮契約を結んだところでございます。資料2に入札の結果を添付しておりますが、落札率は93.0%でございます。

続きまして、議案第10号について御説明いたします。本工事は議案第9号に伴う電気設備工事でございます。5月18日に一般競争入札が行われ、記載のとおりヤマト・タツミ建設共同企業体が2億8,864万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料3に入札の結果を添付しておりますが、落札率は90.5%でございます。

続きまして、議案第11号について御説明いたします。本工事は議案第9号に伴う機械設備工事でございます。5月18日に一般競争入札が行われ、記載のとおり中野・東冷建設共同企業体が4億6,750万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料4に入札の結果を添付しておりますが、落札率は98.9%でございます。

いずれの議案とも第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。

また、工期末につきましては令和4年9月30日まででございます。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

鈴 木 委 員 資料3と4両方ともそうなのですが、総合評価方式の入札ということでそれぞれの数字が出ていますが、価格点がゼロと書いてありますね。これはどういうことを意味しているのでしょうか。

半田学校施設課長 総合評価の価格点でございますけれども、予定価格との開きによってその価格点が決まっております。予定価格よりも低くなればなるほど価格点が大きくなるということで、点数の違いが出てきているところでございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 それでは、お諮りいたします。日程第2、日程第3及び日程第4について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第12号 江東区立八名川小学校校舎その他改修工事請負契約を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第12号 江東区立八名川小学校校舎その他改修工事請負契約、上記の議案を提出する。令和3年5月28日。提出者、江東区教育委員

会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

半田学校施設課長 それでは、議案第12号について御説明いたします。この工事はバリアフリー化を目的としたエレベーターの設置と、これに併せて良好な学習環境の確保を目的とする校舎や屋内運動場を含む、居ながら改修を行うものでございます。この工事に関しましては5月18日に一般競争入札が行われ、記載のとおり野村工務店が2億4,750万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料5に入札の結果を添付しておりますが、落札率は92.6%でございます。

この議案は第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。

また、工期末につきましては令和4年2月18日まででございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第5について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第6 議案第13号 江東区教育センター機械設備改修工事請負契約を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第13号 江東区教育センター機械設備改修工事請負契約、上記の議案を提出する。令和3年5月28日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

守屋教育センター所長 それでは、議案第13号について御説明申し上げます。この工事は教育センターが竣工から36年経過していること、また、前回の改修工事から17年が経過していることから、主に当施設の安心、安全な利用のため、給排水設備の更新並びに省エネルギー化と室内環境の向上を図るため、空調設備の更新を行うものでございます。

本工事に関しましては5月20日に一般競争入札が行われ、記載のとおり、ライクス・協和建設共同企業体が4億865万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料6に入札の結果を添付しておりますが、落札率は96.4%となっております。

本議案につきましては第2回区議会定例会の議決を受けまして、本契

約の締結となります。

また、工期末につきましては令和4年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第6について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第7 議案第14号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第14号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和3年5月28日。提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

棚瀬江東図書館長 それでは、議案14号について御説明いたします。資料7の江東区立図書館条例の一部を改正する条例を御覧ください。

1、改正の理由でございますが、白河こどもとしょかんを移転し、新たに（仮称）江東区立こどもプラザ図書館を設置するため、御審議いただくものでございます。

2、改正の概要についてでございますが、（1）（仮称）江東区立こどもプラザ図書館の名称及び位置について、新たに規定いたします。また、深川図書館の分館である白河こどもとしょかんがこどもプラザ図書館へ移転することに伴い、（2）としまして、分館の運営に関する規定を削除いたします。

具体的な条例の変更箇所につきましては、3、新旧対照表にあるとおり、2ページ及び3ページにある江東区立図書館条例新旧対照表を御参照ください。

また、4の施行日につきましては教育委員会規則で定める日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 お諮りいたします。日程第7について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

議事進行上の関係から報告順序を変更し、報告事項7を先に報告することといたしたいと存じます。報告事項7 江東区青少年交流プラザの指定管理者の選定手続きについてを事務局より説明願います。

菅 原 青 少 年 課 長 恐れ入ります。資料14を御覧ください。江東区青少年交流プラザの指定管理者の選定手続きについてでございます。江東区青少年交流プラザにつきましては、「江東区の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区青少年交流プラザ条例」に基づき、平成29年4月より指定管理者制度による管理運営を行っております。

このたび、令和3年度末をもちまして指定期間の満了を迎えることとなります。本年度再選定の手続について実施してまいりたいと存じます。

1番、施設の名称・所在地でございます。江東区青少年交流プラザ。所在地は江東区亀戸7丁目41番16号。青少年交流プラザにつきましては平成28年度に大規模改修を行っております。その際、亀戸第二保育園との複合施設としてリニューアルをしております。また、前名称は青少年センターでございました。このリニューアル時に合わせまして、名称を青少年交流プラザに変更しております。

2つ目、現在の指定管理者・指定期間でございます。現在の指定管理者は株式会社マミー・インターナショナルでございます。指定期間につきましては平成29年4月1日から令和4年3月31日となっております。

続きまして、選定方法でございます。選定方法は公募による選定を行ってまいります。

最後に、今後の日程でございます。予定ではございますが、8月に審査等を終えまして、江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で事業者の選定を行ってまいりたいと考えております。その後、令和3年10月、第3回区議会定例会に上程いたします。さらに、令和4年3月には協定書の締結といった予定で進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

では、私のほうから。現在、コロナ禍で緊急事態宣言中ですけど、現在の青少年交流プラザの活用状況はいかがでしょう。

菅 原 青 少 年 課 長 現在は利用時間が20時までとなっております。利用につきましては時間短縮を利用者の方をお願いしております。また、通常であればロビー、あと自習スペースなどもございますが、このスペースにつきましては現在、御利用いただけない状態となっております。あくまでも

施設の貸出しだけを行っておりまして、なおかつ20時までの利用に制限をさせていただいているといった状況でございます。

本 多 教 育 長 利用者はどうですか。コロナの状況で減ってきているという感じですか。

菅原青少年課長 皆さん自粛されているということがございまして、減少傾向と見てございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

眞 貝 委 員 青少年交流プラザの使用については団体登録の団体が多いんでしょうか。

菅原青少年課長 団体登録につきましては青少年団体、成人団体という2種類のくくりがございまして、青少年団体につきましては大体70団体、成人団体につきましては、数が少ないんですけれども、10団体程ございます。

青少年団体につきましては無料で利用いただくことができます。成人団体につきましては半額での御利用となりまして、団体のメリットとしては優先予約ができるというメリットがございます。それ以外の一般の利用につきましても受け入れておりますので、予約が入っていなければ、地域の方も御利用いただけるといった活用状況になってございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

眞 貝 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

なお、青少年課長につきましては他の公務のため、ここで退席いたします。

(青少年課長 退席)

本 多 教 育 長 それでは、続いて、報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを説明願います。

杉村事務局次長 それでは、私から新型コロナウイルス感染症の対応について御報告申し上げます。

資料8を御覧願います。資料の表はコロナウイルス感染拡大の影響により、学校園での臨時休業、再開や宿泊行事の中止等について、時系列でまとめたものでございます。

3ページをお開き願います。上段を御覧願います。今回は4月25日

からの緊急事態宣言を見据えて、4月23日に区立学校等の運営について第24報の通知をいたしましたので、記載の追加を行っております。

4ページをお開き願います。こちらが第24報でございますが、1の学校（園）の運営につきましては、感染症対策を徹底しながら運営を継続することとし、2の学習活動につきましては、例示したような飛沫感染の高い学習活動は行わないことといたしました。

次に、次のページ、3の部活動につきましては、全ての部活動を中止するとし、詳細については別途通知するとしております。

4の学校行事につきましては、児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は中止するとしていたしました。

5のきッズクラブにつきましては、A登録については休止とし、B登録は引き続き感染症対策の徹底をしながら、通常どおり運営するとしております。

6の区立幼稚園における預かり保育については、にこにこたいむは宣言期間中は中止、一時利用についても宣言期間中の利用抑制を要請するとしております。

7のその他では、学校施設開放、土曜・放課後学習時教室については宣言期間中は中止、地域学校協働活動についても宣言期間中は原則中止とするとしております。

6ページをお開き願います。緊急事態宣言の発令に伴う対応について、4月23日に江東区の新型コロナウイルス対策本部が開催されております。

1の国及び都の状況については記載のとおりでございます。

2で、緊急事態宣言の発令に伴う全般的な方針が記載されておりますが、国や都の方針に基づいて、感染拡大を抑制するため不要不急の外出の自粛など、必要な措置を講じるとしております。

3の区としての主な措置事項でございますが、区の貸出施設については利用休止を基本としたことから、教育センターについても利用を休止するとともに、図書館についても予約貸出し以外の利用は休止といたしました。

なお、その後、緊急事態宣言が5月31日まで延長され、緊急事態宣言の内容や東京都の対応、要請に一部変更があったことから、区における措置事項も一部見直しが行われ、教育センターなど区の施設の貸出しにつきましては利用は20時以降までとし、利用時の人数制限は収容人数の50%以下となりました。また、図書館につきましても開館時間を20時までとするなど、措置の変更を行っております。こちらにつきましては、8ページの5月10日付の緊急事態宣言の延長に伴う対応についてを御確認願います。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。5月28日現在の学校園、きッズクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況でございます。

記載のとおり、これまで小学校29校、中学校14校、きつずクラブ12室、感染者数は児童・生徒61人、教職員等53人となっており、発生した学校では濃厚接触者が特定された後、一定期間の休業や休室、学級閉鎖、濃厚接触者の自宅待機等の措置を講じております。

私からの報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

進 藤 委 員 感染者数ですけれども、こどもたちと教職員ということで、現状、感染した方の回復状況はどんな状況なのかお分かりでしょうか。

杉村事務局次長 その後、重篤な状況になっているといった報告は聞いてございません。また、一定程度の期間を経て回復されて、普段の生活に戻っていらっしゃるかと考えてございます。

進 藤 委 員 分かりました。重篤な患者はいないと。

杉村事務局次長 はい。そのように聞いております。

本 多 教 育 長 最終的に全部確認をして、状況は区のほうで一括して情報を集めていますので、今、次長から報告があったように、現状として大きな状況にはなっていません。

ほか、いかかでしょうか。

本 田 委 員 去年とは違って2年目になるので、例えば遠足であるとか、運動会はまだかもしれませんけれども、いろいろ工夫してやっている何か事例みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

飯 塚 指 導 室 長 今現在、運動会実施の期間になっていますけれども、一堂に会して行う行事はできないと、緊急事態宣言下ではそうになっています。それで、学年を分けて開催、そして、保護者に関してはオンラインでの参加や、学年に絞った保護者が参加をして、随時入替えをするという形で工夫をして運動会を行っているところです。

本 多 教 育 長 遠足はどうですか。

飯 塚 指 導 室 長 遠足については、緊急事態宣言中では延期ということで対応しています。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

眞 貝 委 員 国としては6月20日まで緊急事態宣言を延ばす形になるとは思いますが、そこまで部活は中止なんではないでしょうか。

本 多 教 育 長 では、部活について現状を含めて。

守屋教育支援課長 現在、部活動につきましては、国や都の流れに沿いまして、原則中止とさせていただいております。ただ、試合が近い部活であるとか、また、中学校の新1年生相当の生徒の皆さんは部活に習熟していくことも大切であろうかと思っております。ですので、様々な条件等は加味しておりますが、限られた時数もしくは限られた日数ではありますが、必要最小限の範疇で活動ができているという状況でございます。

本 多 教 育 長 今後について。

守屋教育支援課長 今後についてですけれども、今後の延長につきましては現状の方向で続ける予定でございます。また、今後、まん延防止等重点措置へ対応が変わってきた場合には改めて判断をして、学校等に周知してまいろうと考えてございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 オンライン部活はないんですか。

守屋教育支援課長 多くの中学校ではないのですが、ある中学校におきましてはオンラインを使ったミーティングを行った事例があると聞いております。私もそれをできる限り活用していただければと考えているところでございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 今、御質問をいただいたように、オンライン部活動も、せつかく1人1台の端末もあることですし、我々としてもそういった部分では感染防止にはなりますので、うまく活用するようという話はしているところ

です。

あとは、教育支援課長からもあったように、新1年生が楽しみに入学してきたにもかかわらずなかなかというところがあるので、そのところを学校の実態に応じて、今後の体験入部とかにつながるようなことについては校長の判断で、最低限のところできるように。原則中止ですけども、各学校のこどもたちの気持ちをうまくつなげてあげられるような取組は今、しているところであります。

ほか、いかがでしょうか。

眞 貝 委 員 大したお話じゃないんですけど、実際オリンピックをやると言っていて、何で部活はやらないんですかという話が私のところに来ましたので、質問させていただきます。

守屋教育支援課長 部活動につきましては私どもの窓口にも、絶対にやってほしいという御意見と、絶対にやめてほしいという御意見と、両極端な御意見があります。その中で一番大切にしたいこどもたちの教育活動を止めることは我々の本位ではありませんので、今、教育長からお話があったとおり、必要最低限やれる範疇でやっていただく。そして、万が一、学校で感染者が出た場合はそこは控えていただくといったことで、アクセルとブレーキを校長先生の差配の下でうまくやっていただくという状況でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告についてを説明願います。

池 田 庶 務 課 長 それでは、報告事項2の江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について御説明いたします。こちらは、先ほど、奨学資金に関する訴訟提起の際に御審議いただいた際、これまで行った債権放棄33件でございますが、これについて御質問いただきましたけど、本件は後ほど御説明するそのうちの3件について御説明させていただくものでございます。

改めて、資料9の1番、債権放棄についてでございますが、平成27年4月1日施行の江東区私債権の管理に関する条例第13条において、債権の放棄に関する規定を設けてございまして、この条項のいずれかに該当する場合、この債権を放棄することができるという内容の規定でございます。

本件の事案につきましては、この条例の同条第1項第2号破産法の規定によりその責任を免れたときに該当する債権が1件、そして、同項の

方式によりまして、業者を選定させていただくということでございます。

また、事業者の選定方法につきましては、2にお示しさせていただきましたとおり、教育委員会事務局から次長を含む5名の委員、また江東区の情報に関する事務全般を所管しております情報システム課長から成る選定委員会を設置いたしまして、選定を進めさせていただきました。

また、選定の経過につきましては、3にお示しさせていただきましたが、昨年度3月に選定委員会を発足させました。以降、1次審査である企画書の審査、また、2次審査でありますプレゼンテーション及びヒアリングを経まして、先月28日に受託候補者が決定した次第でございます。

選定の結果につきましては、4に示させていただきましたとおり、株式会社アクトが選定されました。こちらは素点で430点満点中343点——少し分かりにくいので、100点満点に換算いたしますと79.76点に換算できます——を獲得しておるような状況でございます。

受託候補者の選定理由でございますが、5にお示しさせていただいたとおり、本区の就学相談や教育相談体制に対する理解、また本区が目指す特別支援教育システムに対する提案が高い得点を得たということで、選定されたことになってございます。また、本区と同じ仕組みは23区を見渡してもないのですけれども、類似の仕組みを他の区や市で受注している実績もありまして、安定した事業運営ができることもその選定理由の一つとなっております。

私からの報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 江東きっずクラブの指定管理者の選定手続きについてを説明願います。

河野地域教育課長 資料11をお願いいたします。江東きっずクラブを併設いたします亀戸児童館につきまして、指定管理者制度による指定期間が令和3年度末、今年度末をもって満了となることから、今回、再選定を行うこととなるものでございます。

まず、1としまして、対象施設の名称は「江東きっずクラブ亀戸児童館」。亀戸児童館の中にございまして、所在地につきましては記載のとおりとなっております。

2の「現在の指定管理者及び指定期間」でございますけれども、社会福祉法人雲柱社が受託をしております。期間は平成29年4月1日からの5年間ということで、今年度末までになっています。

3の「選定方法」でございますけれども、公募による選定としてござ

4の「今後の日程」でございますけれども、8月には指定管理者候補者の決定をいたしまして、第3回区議会定例会に議案として提出する予定でございます。令和4年3月には協定書を締結いたしまして、翌4月からの運営開始となるものでございます。

説明は以上です。

続いて、報告事項５ 教育センター改修工事に伴う研修室貸し出しの
休止等について及び協議事項２ 教育センター改修工事に伴う東陽図書
館の休館については互いに関連する案件ですので、一括して説明を受け
た後、審議いたしたいと存じます。

それでは、資料 1 2 を御覧くださいませ。こちらにありますとおり、教育センターの改修工事の期間、騒音また振動等の発生、利用者の安全確保の観点から、研修室の貸出し及びコミュニティ広場の利用を一部休止させていただきます。

周知方法につきましては、4にお示ししたとおり区報等を通じて行いますが、近隣住民の皆様には業者によってお知らせをポスティングするなど、丁寧に対応してまいる予定でございます。

こちらの改修工事に伴う研修室の貸し出しの休止等についての報告は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

棚瀬江東図書館長 それでは、恐れ入りますが、飛びまして、資料17で御説明させていただきます。資料17、教育センター改修工事に伴う東陽図書館の休館についてを御覧ください。

1、工事内容についてでございますが、空調設備、給排水設備の更新やトイレ改修等の長期計画に基づく小規模工事を実施するものでございます。

2の休館期間についてでございますが、東陽図書館部分につきましては令和3年10月から11月末までの2か月の期間中、約2週間の休館を予定しております。休館期間の具体的な日付につきましては8月頃に決定する予定となっております。

3の周知方法についてでございますが、こちらにつきましては江東区報、江東区ホームページ、図書館ホームページへの掲載、また館内ポスター掲示、チラシの配布を行い、利用者に丁寧に周知を進めてまいりたいと思います。

4のその他でございますが、令和3年10月から11月末までの期間中の休館期間を除いた期間につきましては、工事に伴いまして書架や閲覧席等への立入りを制限しなければいけなくなっております。そのため、予約資料の貸出しと返却業務のみを行う予定となっております。

本件に関する説明は以上となります。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑を願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 それでは、本件の東陽図書館のことについては協議事項になっております。お諮りいたします。協議事項2について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

続いて、報告事項6 令和3年度江東区図書館サービス計画の策定についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、資料13の江東区立図書館サービス計画の策定を御覧ください。

1、目的でございますが、図書館サービスのあり方やその取組の方向性を明らかにするため、令和3年3月に策定しました江東区立図書館経

営方針に基づく各図書館の具体的な取組、事業を取りまとめ、今回、令和3年度江東区立図書館サービス計画として策定をいたしました。

サービス計画の推進にあたりましては、PDCAサイクルを取り入れ、取組結果を評価し、次年度のサービス計画の内容に反映させることで、サービスの向上を図ってまいります。

次に、2の内容について御説明させていただきます。恐れ入りますが、右上に「別紙」とあります「令和3年度江東区立図書館サービス計画」を御覧ください。

こちらの2ページの2、位置づけをまず御覧ください。本サービス計画の位置づけでございますが、図書館経営方針に基づく具体的な取組として策定をしたものとなっております。

また、その下の3の計画期間にあるとおり、サービス計画につきましては経営方針の計画期間中、単年度ごとに策定をしております。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。こちらには、3月に策定をいたしました経営方針の骨格と取組を記載しておりまして、目指すべき図書館像の3つの柱とそれぞれの柱を支える重点項目を骨格として、26の取組の方針を記載しております。

次に、5ページをお開き願います。こちらには本サービス計画の見方についての例を載せてございます。ページの最上段の表につきましては経営方針に定めた26の取組と、その取組概要を載せているところでございます。また、その下の表につきましては各取組に関する具体的な取組内容として、全館で行う全館の取組及び各館における個別の取組をそれぞれ記載しているところでございます。

なお、6ページ以降につきましては、経営方針に定めました26の取組ごとに、図書館における具体的な取組内容、事業を掲載させていただいております。

恐れ入りますが、資料13にお戻りください。

資料13、3の計画期間についてでございますが、本サービス計画につきましては令和3年4月から令和4年3月までの1年度となっております。

次に、4のスケジュールでございますが、9月に現年度のサービス計画の中間の進捗状況等の確認を行い、それを基に9月から12月にかけて次年度サービスの検討を行います。その上で、翌1月から3月に次年度サービス計画を策定いたします。また、翌4月に現年度サービス計画の最終評価を行う予定でございます。

毎年度サービス計画における取組結果を評価し、次年度以降のサービス計画に反映させることで、図書館のサービス向上を図ってまいりたいと存じます。

説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、私のほうから。取組が非常にたくさん書かれていて、新規のものもたくさんあって、チャレンジしていこうという気持ちが伝わってくるものですが、21ページで取組14の電子書籍導入の検討がありますけれども、今、注目を浴びていることかと思いますが、現状の検討状況というか、現在の状況について教えていただきたいと思います。

棚瀬江東図書館長 電子サービス書籍の導入の検討についてお話しさせていただきます。現在、23区でも大体半分の12区程度が電子図書館の導入を今年度から開始するとか、既に導入しているといった状況になってございます。江東区についても現在、研究を進めているところでございますが、電子図書館につきましては今、大手のところでも所蔵数が約9万点程度になってございます。江東区全体の紙の図書館、実態のある図書館の所蔵数につきましては170万程度の資料を所蔵しておりますので、電子図書館については現在のところ、資料数については限られているところでございます。また、紙の本よりも1冊当たりの費用が高いということもございます。

ただ、一方で、紙にはない電子のよさもございまして、例えば高齢の方に関しては字を大きくする拡大機能であったり、または字を白黒反転させたほうが読みやすい方もいらっしゃるということで、電子ならではの電子書籍のよいところもあるかと思っておりますので、紙の図書館に全て置き換わるものではないので、こういった形で電子書籍を導入していくことが効果的でいいのかを今後、研究してまいりたいと思っております。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項8 学校施設の収容対策について及び協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表については、区議会関係諸機関と審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項8及び協議事項1は秘密会といたします。

それでは、報告事項8 学校施設の収容対策について及び協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表については互いに関係する案件ですので、一括して説

明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

本案について事務局より説明願います。

池田庶務課長 では、報告事項８及び協議事項１について、一括して御説明します。

それでは、報告事項８の内容は、協議事項１の資料の内容を集約したものでございます。そのため、最初に、具体的内容を記載した協議事項１の資料１６から御説明させていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、資料１６を御覧ください。

まず、この条例について御説明いたしますが、一定規模のマンション、こちらは３階以上でかつ専有面積４０平米以上の住戸が２０戸以上あるマンションになりますが、こういうマンションを届ける場合には、事業者は土地取引を行う際に、区長にその内容を届けなければならないと規定されております。これを受けた形で、この件名にもございますが、条例の１０条では、マンション建設と公共施設の整備状況との調整を図るために、区長は公益施設の状況を公表すると規定しておりますので、本件はその旨を御説明するものでございます。

この公共公益施設のうち、教育委員会が所管する、公表する施設は小学校、中学校及び義務教育学校、そしてきつずクラブが該当いたします。このうち本所管は小学校、中学校及び義務教育学校について所管いたしますので、その旨を御説明いたします。

まず、最初に小学校の状況でございますが、資料１６の１ページ目は用語の説明になりますので、２ページを説明する際に併せて御説明いたします。

では、恐れ入りますが、２ページを御覧ください。この表は、右上、令和３年５月１日現在の４５小学校の児童数及びクラス数と、教室の受入状況を記載してございます。

こちらの表の左から３列目は各学校の児童数、その右隣りはクラス数を表しております。さらに、その右隣りの列は各学校の最大使用教室数を推計したものでございまして、令和３年度から９年度までの児童推計を行った結果、学校ごとに必要と見込む最大の教室数を表しております。その教室数に対して、その右隣りの列は実際に教室として使用できる利用可能教室数を示しておりまして、この数値を上回る場合は、今後、収容に対して検討する必要があると読み取れることができるものでございます。そのような学校については、さらにその右隣りの列、受入状況の欄に黒丸もしくはアスタリスクを付してございます。まず、この黒丸が記載されている数矢小学校と第二亀戸小学校の２校は既に収容対策が決定されており、それぞれ令和２年度に増築されて供用開始となります。

次に、アスタリスクの学校です。この学校が今後、児童数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室の改修など対応策を検討する必要がある学校を示したものでございます。なお、ここで１８番、東雲小学校につき

ましては最大使用教室の推計が27に対しまして、利用可能教室が33と数字上は教室不足であるという方向性は示してございませんが、この地域は大規模マンションの開発が可能な土地でございまして、児童の急激な増加が懸念されることから、収容対策校とみなしてございます。

次に、3ページ目を御覧ください。こちらは中学校の状況でございます。

こちらにも用語の説明になりますので、小学校と同様に4ページ目を御覧ください。中学校の表の数値も同様で、5月1日現在の生徒数、クラス数を学校別にまとめて、今後の生徒推計に基づいて最大使用教室数と利用可能教室数を記載しております。

受入状況として、アスタリスクがついている学校は収容対策が今後必要な学校として、深川第五中学校及び砂町中学校を想定しております。

恐れ入りますが、5ページ目を御覧ください。こちらは義務教育学校の状況でございます。

このページも同様に割愛させていただきまして、6ページ目にお進みください。上段が前期課程ですが、今年度27クラス編成であることに對しまして、利用可能教室は24と既に数字上は教室不足となっております。しかし、有明西学園は後期課程もございまして、下段の表にございますように、後期課程では現状7クラスに対して利用可能教室が17と余裕がございます。そのため、前後期一体型の施設であるメリットを生かして、合計48ある利用可能な教室を弾力的に運用することで、児童の収容対策を進めているところであります。

本件の資料は以上でございます。

続きまして、この本件の資料に基づきまして作成した報告事項8の資料15を御覧ください。

学校施設の収容対策でございます。この表は先ほどお示した全小学校、中学校、義務教育学校における収容状況の表のうち、収容対策が必要となる学校と御説明した黒丸とアスタリスクの学校のみを抜粋して表にしたもので、1ページ目が小学校、2ページ目が中学校及び義務教育学校を示しております。それぞれの学校ごとに収容対策が必要な時期などを記載してございますが、こちらは後ほど御確認いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

河野地域教育課長

恐れ入ります。資料16の7ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、江東きっずクラブの5月1日現在の状況について、私から御報告させていただきます。

まず、A登録の状況でございますけれども、こちらは小学校及び義務教育学校の全46校で実施してございますが、表の最下段に記載のとおり合計で6,507名となっております。

1 枚おめくりいただきまして、8 ページ、9 ページにつきましてはB 登録の学校内、学校外、それぞれのクラブの登録状況を記載してございます。

9 ページの中段でございますけれども、学校内と学校外を合わせましたB 登録全体の合計数を載せてございます。5 月 1 日現在で4, 2 2 3 名、前年から1 2 8 名の増となったものでございます。

報告は以上になります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

眞 貝 委 員 第二亀戸小学校ですけれども、今の児童数6 4 5 名で、収容の状況で何名ぐらいになる予定でしょうか。

池 田 庶 務 課 長 この推計は御説明のとおり令和9 年度までを推計してございますが、第二亀戸小学校につきましては令和9 年度は9 6 5 名、2 9 クラスと推計してございます。ですので、現時点と比べますと約3 0 0 名程度増加すると見ております。

眞 貝 委 員 実際にマンション計画が本当に上がった当初は、児童数は8 0 0 という試算があったんですけれども、それからまた設計の変更とかいろいろなことでかなり世帯数が少なくなったということですが、3 0 0 ぐらいで収まるかどうか心配しているんですけれども。

池 田 庶 務 課 長 児童の推計につきましては丁寧な対応が必要だと考えております。3 0 0 名というかなり高い数字ではございますが、ある程度学校施設をこれから運営する、もしくは工事設計も踏まえて対応していく場合には、ある程度の安全値というか若干の余裕といったものも多少見えています。そういうことと、それから、令和8 年、9 年度が大体小学生のピークに差しかかるかなというところですが、前回、一昨年度と比べまして江東区全体の傾向でございますが、出現率、マンションに入居された世帯の方で小学生に上がる方が同居する、もしくは出生する率が若干高まっている。小学校に入学するこどもの数が最近は少し高い数字が出ているということもございまして、児童推計が若干高くなっているという現状でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。今、既にゼロ歳から小学校に上がるまでのこどもたちの数は実際にある数を基に、それから、今後の増えるものとか、様々そういったものを勘案した上でのかなり見通しを持った数にはなっていますが、今、庶務課長から説明があったように、今後のいろいろな部分を加味した推計値なので、それを毎年毎年更新を重ねていきますの

で、注視しながら対応していければと思っています。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 それでは、お諮りいたします。協議事項１について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会規規則で非開示とすることになっておりますけれども、区議会の審議終了後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって令和３年第５回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。